

研修委員会規則

(平成十四年十月八日規則第八十二号)

改正

平成一五年 二月二一日
同 一七年 二月一七日
同 二四年 三月一五日
同 二五年 二月一五日
同 二八年一〇月一九日
令和 五年 六月二二日

(設置)

第一条 日本弁護士連合会(以下「本会」という。)に、
研修委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的及び任務)

第二条 委員会は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二条、会則第十二条及び倫理研修規程(会規第四十二号)第二条に規定する事項を実現するため、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- 一 弁護士の研修及び研修制度に関する調査及び研究
- 二 日弁連総合研修センター(以下「総合センター」という。)が行う活動に関する会長への提言及び総合セ

- 1 -

ンターへの助言

三 その他弁護士の研修に関して必要な事項

2 委員会は、本会の倫理研修に関する会長からの諮問に
対する答申を行う。ただし、総合センターに委任するこ
とを妨げない。

3 委員会は、前二項に掲げる任務のほか、法令に基づき
本会の研修を受ける者、法律事務所の職員(当該職員を
雇用する弁護士の指揮及び監督に服する者をいう。)及
び会長が指定する者の研修に関する調査及び研究並びに
これに関する会長からの諮問に対する答申を行う。ただ
し、総合センターに委任することを妨げない。

4 委員会が前三項に掲げる任務を行うに当たっては、総
合センターと相互に連携するものとする。

(構成)

第三条 委員会は、八十名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、理事会において選任する。

3 委員の任期は二年とする。

4 任期の満了によって退任する委員は、新たに選任され
た委員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(組織)

第四条 委員会に、委員長一名及び副委員長十三名以内を

- 2 -

置く。

(委員長及び副委員長の職務と任期)

第五条 委員長は、委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ委員長の定めた順序により委員長の職務を行う。

3 委員長及び副委員長の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事の委嘱)

第六条 委員会は、必要と認めるときは、会長の同意を得て、委員以外の弁護士若干名を幹事に委嘱することができる。

(委員会の招集)

第七条 委員会は、委員長が招集する。

(決議の方法)

第八条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第九条 委員会の議事については、議事録を作成し、本会に保存するものとする。

附 則

- 3 -

1 この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

2 研修委員会規則(規則第十六号)は、この規則の施行と同時に廃止する。

3 新規登録弁護士研修センター規則(規則第七十号)は、この規則の施行と同時に廃止する。

4 この規則の施行の際に、研修委員会委員である者は、なおこの規則によって選任されたセンターの委員とみなす。ただし、その任期は従前のとおりとする。

附 則(平成一五年二月二一日改正)

題名、第一条及び第二条の改正規定は、平成十五年六月一日から施行する。

附 則(平成一七年二月一七日改正)

第二条第一項の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年三月一五日改正)

1 第三条第三項、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の改正規定は、平成二十四年三月十五日から施行する。

2 第三条第三項及び第六条第二項の改正規定の施行の際現に委員又は幹事である者の任期については、第三条第三項又は第六条第二項の改正規定にかかわらず、なお従

- 4 -

前の例による。

附 則（平成二五年二月一五日改正）

題名、第一条（見出しを含む。）、第二条、第三条の見出し及び同条第一項並びに第四条（見出しを含む。）から第十一条までの改正規定は、平成二五年六月一日から施行する。

附 則（平成二八年一〇月一九日改正）

1 第三条第一項及び第四条の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

2 改正前の第三条の規定により選任されている委員は、第三条の改正規定の施行により、その地位を失う。

附 則（令和五年六月二二日規則第二〇二号）

各種委員会の議事録の署名押印の取扱い変更に伴う規則の整備に関する規則 第九条
改正）

この規則は、令和五年六月二十二日から施行する。